

○屋内施設の見学について(令和2年8月1日から)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、屋内施設での見学に関して下記のとおり規定を示させていただきます。

感染リスクをできる限り下げするため、ご協力をお願いいたします。

※ここでいう見学者とは、競技することを目的として施設を利用していない者のことであり、競技に参加しない(休憩中を含む)選手や指導者、見学のみを目的とした保護者などが該当します。

・見学に関する基本的な事項について

見学のみでの参加であっても、施設に入場される際は名簿への記入が必要となります。記入していない場合、施設の入場はできません。

見学の際は、原則として常にマスクを着用してください。

見学の際、大きな声での応援、複数人を対象とした会話はできるだけ控え、飛沫感染に注意してください。

・農業者トレーニングセンターでの見学について

農業者トレーニングセンター内アリーナで見学をする場合、上限を 40 名といたします。

ステージ上での見学は認めません。

農業者トレーニングセンター内の会議室で待機する場合、各室上限を 10 名といたします。

・総合運動場武道館での見学について

総合運動場内武道館で見学をする場合、上限を 50 人といたします。ただし、剣道場で競技を行う場合は柔道場で見学、柔道場で競技を行う場合は剣道場で見学することといたします。